

● 使用料金

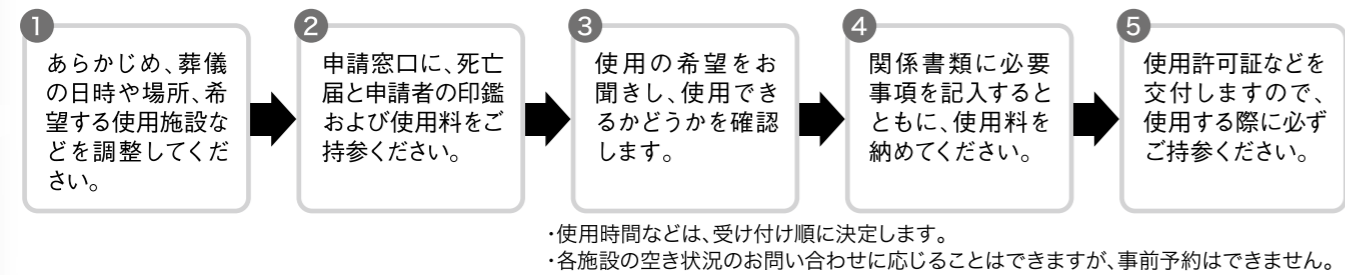
【亡くなられた方が市民の場合】

項目	使用料金	備考
火葬	13,200円(1体当たり)	
待合室	7,500円(1室3時間当たり)	火葬時間の30分前から3時間の使用を基本とします。
式場	26,000円(葬儀で4時間使用の場合)	
	39,000円 (葬儀と通夜で6時間使用の場合)	式場を午前中使用する場合に限り、前日に通夜の式で使用することができます。この場合、2時間の使用料金を加算します。
遺族控室	22,500円(15時間当たり)	式場を午前中使用する場合に限り、前日に通夜で使用できます。通夜使用の時間帯は次のとおりです。葬儀前日17時30分～当日8時30分(15時間)なお、葬儀の際は控室として使用でき、その使用料は式場使用料に含まれます。
霊安室	2,000円(1体24時間当たり)	引き取りに時間を要する遺体などを火葬までの間、保管できます。

● 使用手続

市民生活課または各支所地域振興室(東城支所は市民生活室)で、申請の手続きが必要です。(夜間、休日などの閉庁時間では、本庁または各支所の宿直が受け付けます。)

【手続きの流れ】



Q 葬儀を和の丘の式場で行った場合、使用料金はどれくらいになりますか。

A 使用料の目安は次のとおりです。

例1 葬儀を行う場合

・火葬 13,200円×1体 = 13,200円
 ・待合室 2,500円×3時間 = 7,500円
 ・式場 6,500円×4時間 = 26,000円
 合計 46,700円

例2 葬儀と通夜式を行う場合

・火葬 13,200円×1体 = 13,200円
 ・待合室 2,500円×3時間 = 7,500円
 ・式場 6,500円×6時間 = 39,000円
 ・遺族控室 1,500円×15時間 = 22,500円
 合計 82,200円

Q 葬儀の運営や待合室での飲食の準備なども市が行うのでしょうか。

A 市が葬儀の運営をしたり、飲食業者のあっせんを行うことはありません。また、市が特定の葬祭取扱事業者などを指定することはありません。葬儀などの運営は、葬祭取扱事業者などに依頼をしてください。

Q 式場の規模はどれくらいですか。

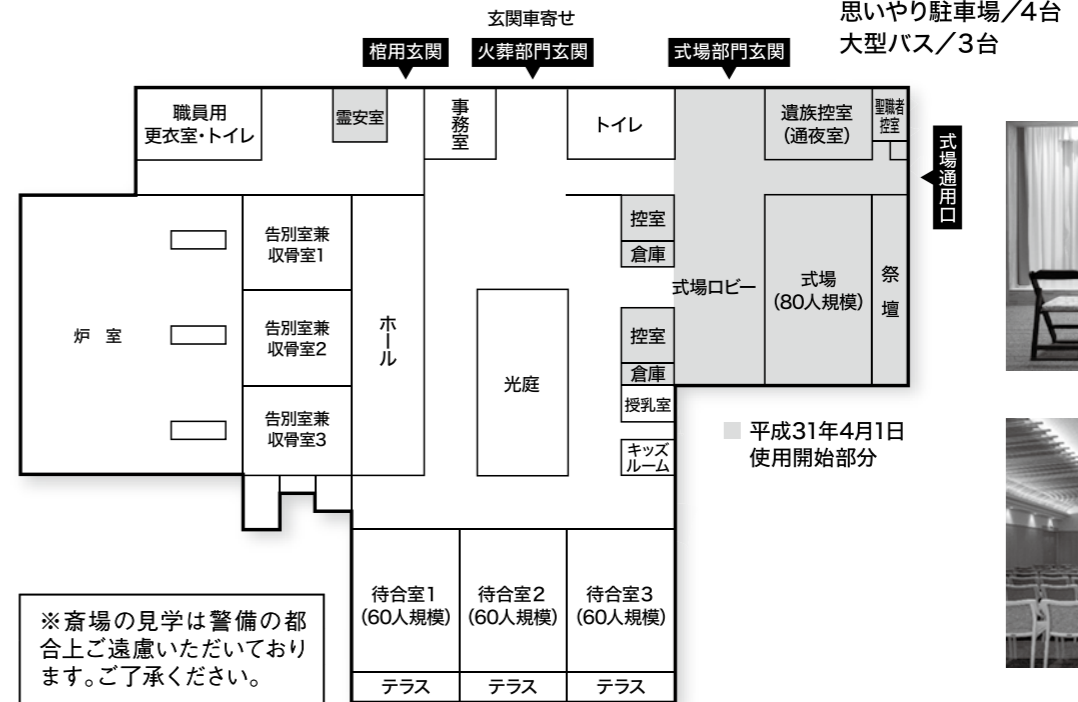
A 式場には80人程度が入れます。80人を超える場合でも、入口を開放することにより式場ロビーまで広げることができます。

4月1日から和の丘(庄原市斎場)での葬儀が可能となります

市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154

4月1日から、和の丘の全ての施設が使用可能となりますので、使用方法などをお知らせします。なお、同日より、西城斎苑、口和斎場、比和斎場、総領斎場(やすらか苑)は使用できなくなります。

庄原市斎場(和の丘)平面図



● 使用時間

和の丘は、火葬炉3基、待合室3室のほか、式場、遺族控室などを備えています。

火葬は1日5件、葬儀は1日2件の使用ができるよう、次のとおり、原則使用時間を固定しています。

① ※1	式場	火葬	
		1	2
8時30分～12時30分		11時～13時30分	11時30分～14時
		12時～14時30分	14時30分～17時
② ※2	13時～17時		15時～17時30分

※1 式場を①の時間帯で使用するには、火葬が1～3の時間帯に限ります。 ※2 式場を②の時間帯で使用するには、火葬が4・5の時間帯に限ります。

■ 各室の使用時間

区分	時間	17	18	19	20	21	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
遺族控室		通夜 17:30～翌8:30															
式場		通夜式 17:30～21:00					①8:30～12:30			②13:00～17:00							
火葬時間1										11:00～13:30							
火葬時間2										11:30～14:00							
火葬時間3										12:00～14:30							
火葬時間4												14:30～17:00					
火葬時間5												15:00～17:30					

式場と遺族控室を
通夜で使用するには、
式場①の時間帯で使
用する場合があります。

この時間の火葬の場合、
式場①の時間帯が使用
できます。

この時間の火葬の場合、
式場②の時間帯が使用
できます。